

公 害 課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (株)カワチ薬品 佐久平店
 佐久市大字岩村田字下樋田1763-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
 (株)カワチ薬品
 栃木県小山市大字卒島1293
- 3 変更しようとする事項
 駐車場の自動車の出入口の位置
 届出書に添付された図面のとおり
- 4 変更する年月日
 平成15年5月22日
- 5 届出年月日
 平成15年2月14日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
 長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
 平成15年2月27日から平成15年6月27日まで
- 8 意見書の様式
 長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
 様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

豊科ショッピングセンター

南安曇郡豊科町大字豊科4272-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マイカル

大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル (株)ノセ (株)ノセメガネ (有)池田商会 (株)三原製茶園 (株)中部カラー 林守幸	午前10時 (年間3日午前8時30分) (年間20日午前9時)	午後8時 (年間180日午後9時)

(株)大谷
 小林製菓(株)
 (有)大国屋
 種田修二
 (株)フォルサム
 (資)宮沢酒店
 (株)かめや
 (株)東京デリカ
 (株)ナカニシ
 エステール(株)
 (株)ほていや
 (株)リオチェーン
 (株)いちかわ
 (株)鈴丹
 (株)エルメ
 (有)稲垣商事
 (株)ジョリィ
 (株)エルオー

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル (株)ノセ (株)ノセメガネ (有)池田商会 (株)三原製茶園 (株)中部カラー 林守幸 (株)大谷 小林製菓(株) (有)大国屋 種田修二 (株)フォルサム (資)宮沢酒店 (株)かめや	午前9時 (年間3日午前8時30分)	午後11時
(株)東京デリカ (株)ナカニシ エステール(株) (株)ほていや (株)リオチェーン (株)いちかわ (株)鈴丹 (株)エルメ (有)稲垣商事 (株)ジョリィ (株)エルオー	変更前に同じ	変更前に同じ

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
駐車場①	午前9時から午後9時まで (年間3日午前8時から) (年間20日午前8時30分から) (年間180日午後10時まで)	午前8時から午後11時30分まで
駐車場②	午前6時30分から午後11時30分まで	変更前に同じ
駐車場③～⑦	午前9時から午後9時まで (年間3日午前8時から) (年間20日午前8時30分から) (年間180日午後10時まで)	午前8時から午後9時まで

4 変更する年月日

平成15年3月1日

5 届出年月日

平成15年2月12日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年2月27日から平成15年6月27日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

平成15年2月21日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

南安曇郡穂高町における県営立足地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営立足地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年2月28日から3月28日まで
- 3 縦覧の場所
南安曇郡穂高町役場

農村整備課

○公 告

東筑摩郡四賀村における県営四賀地区金井換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 縦覧に供する書類
県営四賀地区金井換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成15年2月28日から3月28日まで
- 3 縦覧の場所
東筑摩郡四賀村役場

農村整備課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、佐久都市計画事業佐久駅周辺土地区画整理事業について換地処分がありました。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

都 市 計 画 課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字唐堀1339-342 他5筆
- (2) 建築主氏名 軽井沢町長 佐藤 雅 義
- (3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
- (4) 敷地面積 4,293.99平方メートル
- (5) 主要用途 博物館（管理棟・便所棟）
- (6) 構造及び階数 木造、地上1階建て
- (7) 工事種別 増築
- (8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部分	合 計
建築面積	64.59㎡	511.76㎡	576.35㎡
延べ面積	43.06㎡	1,010.30㎡	1,053.36㎡

- (9) 建ぺい率 13.42パーセント 容積率 24.53パーセント
 2 日 時 平成15年3月7日(金) 午後2時
 3 場 所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 北佐久郡軽井沢町大字追分鯉沢5-6
 (2) 建築主氏名 株式会社大京 代表取締役 長谷川 正 治
 (3) 用途地域 第一種住居地域
 (4) 敷地面積 10,856.83平方メートル
 (5) 主要用途 ホテル
 (6) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建て
 (7) 工事種別 用途変更
 (8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部 分	合 計
建築面積	1,511.64㎡	2,755.14㎡	4,266.78㎡
延べ面積	4,305.51㎡	7,871.18㎡	12,176.69㎡

- (9) 建ぺい率 39.30パーセント 容積率 112.15パーセント
 2 日 時 平成15年3月7日(金) 午後3時
 3 場 所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

平成15年2月27日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 北佐久郡軽井沢町大字長倉字赤岩2148-5の一部ほか
(2) 建築主氏名 株式会社星野リゾート 代表取締役 星野佳路
(3) 用途地域 第一種住居地域
(4) 敷地面積 42,055.10平方メートル
(5) 主要用途 ホテル
(6) 構造及び階数 鉄筋コンクリート造、一部木造、鉄骨造、地下1階、地上2階建て
(7) 工事種別 新築
(8) 規 模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	9,589.58㎡	0.00㎡	9,589.58㎡
延べ面積	13,785.52㎡	0.00㎡	13,785.52㎡

- (9) 建ぺい率 22.80パーセント 容積率 32.77パーセント

- 2 日 時 平成15年3月7日(金) 午後4時
3 場 所 軽井沢町中央公民館 1階 講義室

建築管理課

○公 告

千ヶ滝湯川用水土地改良区の役員について、次のように住所に変更を生じた旨の届出がありました。

平成15年2月27日

長野県佐久地方事務所長 篠原 寿人

理事

氏名	変更前の住所	変更後の住所
古越儀一	北佐久郡御代田町大字御代田 3840番地1	北佐久郡御代田町大字御代田 3775番地3

土地改良課

○公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年2月27日

長野県立須坂病院長 金 児 猛 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

核酸増幅検査自動測定装置 1台

(2) 物品等の特質

仕様書による。

(3) 納入期限

平成15年3月31日

(4) 納入場所

長野県立須坂病院

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
須坂市大字須坂1332
長野県立須坂病院 事務局庶務係
電話 026(246)5511

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日 時 平成15年3月10日 午後5時
イ 場 所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)
長野県立須坂病院 事務局庶務係
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日 時 平成15年3月11日 午後2時
イ 場 所 長野県立須坂病院 2階事務室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落

札者として決定する。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

医務課県立病院室

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年2月27日

長野県立木曾病院長 小 口 寿 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

自動ジェット式洗浄装置 2台

(2) 物品等の特質

仕様書による。

(3) 納入期限

平成15年3月31日

(4) 納入場所

長野県立木曾病院

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)

の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

木曾郡木曾福島町6613-4

長野県立木曾病院 事務局庶務係

電話 0264(22)2703 内線 2213

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年3月10日 午後5時

イ 場所 木曾郡木曾福島町6613-4(郵便番号 397-8555)

長野県立木曾病院 事務局庶務係

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月11日 午前10時30分

イ 場所 長野県立木曾病院 2階講堂

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落

札者として決定する。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

医務課県立病院室

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年2月27日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動血液凝固測定装置 1台

(2) 物品等の特質

仕様書による。

(3) 納入期限

平成15年3月28日

(4) 納入場所

長野県立こども病院

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)

の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス、メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

南安曇郡豊科町大字豊科3100

長野県立こども病院 事務局

電話 0263 (73) 6700 内線 3014

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年3月10日 午後5時

イ 場所 南安曇郡豊科町大字豊科3100(郵便番号 399-8288)

長野県立こども病院 事務局

- (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年3月11日 午後1時30分

イ 場所 長野県立こども病院 南棟2階会議室

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落

札者として決定する。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

医務課県立病院室

○公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年2月27日

長野県臼田建設事務所長 坂 口 貴

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県臼田建設事務所庁舎清掃業務委託

(2) 役務の特質

長野県臼田建設事務所庁舎の清掃作業

(3) 履行期間

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

(4) 履行場所

南佐久郡臼田町大字臼田2015

長野県臼田建設事務所庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。